

登別市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン（概要）（案）

1 背景・目的



固定価格買取制度（FIT・FIP）の開始以降、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が全国的に拡大し、生活環境、自然環境、景観への影響について懸念されるケースが見受けられるようになったことから、市民の安全・安心、良好な景観及び自然環境を確保するとともに、秩序ある再生可能エネルギー事業の実施を促すことを目的としています。

2 対象設備



次に掲げる**発電出力が10kW以上**の発電設備

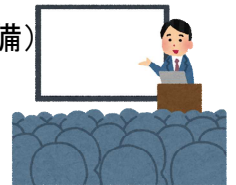
- (1) 太陽光発電設備
- (2) 風力発電設備
- (3) 水力発電設備
- (4) その他の再生可能エネルギーを利用した発電設備

※事業所等と併設されるもので、主に自己消費を目的とするものを除きます。

※地域住民への説明会等の実施は、**発電出力が50kW以上**の発電設備となります。

3 ガイドラインで定める主な事項

- 1 地域住民への説明会等の実施及び市への報告（**発電出力が50kW以上**の発電設備）
- 2 設置計画等の届出（変更・中止含む）
- 3 設置及び運用に当たって遵守すべき事項（主なもの）
 - (1) 災害発生時の緊急連絡体制の整備
 - (2) 景観等物への配慮、植樹等による措置
 - (3) 地域住民の生活環境への配慮（騒音、光害等）
 - (4) 災害防止の対策
 - (5) 事業終了後の適切な設備の撤去
 - (6) 経済産業省資源エネルギー庁が策定する「事業計画策定ガイドライン」及び「廃棄等費用積立ガイドライン」の遵守
 - (7) 苦情等への迅速かつ誠実な対応 など
- 4 変更・中止届出書の提出（必要に応じ）
- 5 設置完了の届出
- 6 設置者変更の届出（必要に応じ）
- 7 廃止の届出



4 届出フロー図

